

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の見える化要件について

2020 年 4 月 15 日

福祉・介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取り組みが行われて参りましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、福祉・介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年度の報酬改定において対応することとされました。

この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

当該加算を算定するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ 1 つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

○見える化要件とは

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の必要要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を想定しており、介護サービスの情報公開制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

○特定加算の算定状況

当法人は、福祉・介護職員等の処遇改善について賃金の処遇改善方法として、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を算定。令和元年 10 月より、福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定。

○職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の算定状況および賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記の通り公表いたします。

	職場環境要件	当法人の取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援として、受験料や研修等の費用負担を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 各種研修の受講については、職員を選抜し、計画的に育成を行っている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得推進を積極的に行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	仕事と子育ての両立を促し、育児休業や育児短時間勤務などシフト上の配慮を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善	毎朝の朝礼、随時ミーティングを開き情報共有を徹底している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	多職種の職員参加による各種委員会の運営やマニュアル作成を実施している。アクシデントレポートや報告書等を作成し原因の追究及び改善を都度行っている。
その他	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年1回の職員健康診断、敷地内禁煙、職員休憩室の確保。
	障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	障害福祉サービス等情報公表制度、法人ホームページの活用により、法人理念等を掲載している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、一人一人の業務を分散させ負担を軽減している。